

## 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 1 0 月 2 日

島根県知事 丸山 達也

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名

証紙代金収納計器の賃貸借契約

#### (2) 賃借物件及び数量

証紙代金収納計器システム

計器システム 2 式

管理システム 1 式

#### (3) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

#### (4) 賃貸借期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日まで

#### (5) 納入期限

令和 8 年 3 月 2 日（月）

#### (6) 納入場所

証紙代金収納計器システム

計器システム 2 式

一般社団法人 島根県自動車整備振興会（松江市馬潟町 43-4）

管理システム 1 式

島根県東部県民センター自動車税管理課（松江市馬潟町 43-4）

#### (7) 入札方法

ア この案件は、電子入札対象案件のため入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

イ 借入に要する一切の諸経費を含めた総価（5 年間分）で入札に付する。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が

一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14 借入品」小分類「(2) 情報処理機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

### 3 入札説明書の交付方法及び入札参加資格の確認

本公告の日以降、電子調達システムにより交付します。

なお、これにより難しい場合は、次により交付します。

- (1) 交付期間  
本公告の日から令和 7 年 10 月 14 日（火）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- (2) 交付場所  
〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁 1 階  
島根県総務部税務課 企画・市町村税係  
電話番号 0852-22-5616
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
実施しない。
- (4) 入札参加希望者に要求される事項
  - ア この入札に参加を希望する者は、令和 7 年 10 月 15 日 17 時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
  - イ 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - ウ 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

### 4 入札期間、開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間  
令和 7 年 10 月 20 日（月）午前 9 時から同月 21 日（火）午後 4 時まで
- (2) 書面による入札の日時及び場所等
  - ア 日時  
令和 7 年 10 月 21 日（火）午後 4 時
  - イ 場所

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁1階  
島根県総務部税務課 企画・市町村税係  
電話番号 0852-22-5616 F A X 0852-22-6038  
電子メール zeimu@pref.shimane.lg.jp

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年10月22日（水）午前9時

イ 場所

4(2)イの場所

5 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定並びに長期継続契約に係る入札保証金等の取扱いについて（平成28年3月29日審第341号出納局審査指導課長通知）により、見積もった契約希望金額を貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定並びに長期継続契約に係る入札保証金等の取扱いについて（平成28年3月29日審第341号出納局審査指導課長通知）により、契約金額を貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 郵便入札

認めない。

ア 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

イ 契約書作成の要否

要する。

ウ 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

エ 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県総務部税務課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。